

**著作権行政処罰実施弁法
(改正意見募集稿)
新旧対照表**

2015年9月8日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「著作権行政処罰実施弁法」 参考対比表

※太字で表示した部分は、現行法の条文に対して修正又は補充された部分。

現行法	改正意見募集稿
第一章 総則	第一章 総則
<p>第一条 著作権行政管理部門の行政処罰行為を規範化し、公民、法人又はその他の組織の合法的權益を保護するため、「中華人民共和国行政処罰法」（以下「行政処罰法」と略称）、「中華人民共和国著作権法」（以下「著作権法」と略称）及びその他の関連法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。</p>	<p>第一条 著作権行政管理部門の行政処罰行為を規範化し、公民、法人又はその他の組織の合法的權益を保護するため、「中華人民共和国行政処罰法」（以下「行政処罰法」と略称）、「中華人民共和国著作権法」（以下「著作権法」と略称）及びその他の関連法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 国家版權局及び地方人民政府における著作権の行政法律執行の權利を有する部門（以下著作権行政管理部門と略称）は、法に定められた職權の範囲内で本弁法に列挙される違法行為について行政処罰を実施する。法律及び法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>第二条 国家版權局及び地方人民政府における著作権の行政法律執行の權利を有する部門（以下著作権行政管理部門と略称）は、法に定められた職權の範囲内で本弁法に列挙される違法行為について行政処罰を実施する。法律及び法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。</p>
<p>第三条 本弁法にいう違法行為とは以下のものを指す。</p> <p>（一）著作権法第四十七条に列挙される権利侵害行為で、同時に公共の利益を損なうもの。</p> <p>（二）「コンピュータソフトウェア保護条例」第二十四条に列挙される権利侵害行為で、同時に公共の利益を損なうもの</p> <p>（三）「情報ネットワーク配信権保護条例」第十八条に列挙される権利侵害行為で、同時に公共の利益を損なうもの、第十九条、第二十五条に列挙される権利侵害行為</p> <p>（四）「著作権集團管理条例」第四十一条、第四十四条に規定された、行政処罰を科すべき行為</p> <p>（五）その他著作権に関連する法律、法規、規則に規定された、行政処罰を科すべき違法行為</p>	<p>第三条 本弁法にいう違法行為とは以下のものを指す。</p> <p>（一）著作権法第四十八条に列挙される権利侵害行為で、同時に公共の利益を損なうもの。</p> <p>（二）「コンピュータソフトウェア保護条例」第二十四条に列挙される権利侵害行為で、同時に公共の利益を損なうもの</p> <p>（三）「情報ネットワーク配信権保護条例」第十八条に列挙される権利侵害行為で、同時に公共の利益を損なうもの、第十九条、第二十五条に列挙される権利侵害行為</p> <p>（四）「著作権集團管理条例」第四十一条、第四十四条に規定された、行政処罰を科すべき行為</p> <p>（五）その他著作権に関連する法律、法規、規則に規定された、行政処罰を科すべき違法行為</p>
<p>第四条 本弁法に列挙される違法行為について、著作権行政管理部門は法に基づいて権利侵害行為の停止を命令することができ、また以下に挙げる行政処罰を科することができる。</p> <p>（一） 警告</p> <p>（二） 罰金</p>	<p>第四条 本弁法に列挙される違法行為について、著作権行政管理部門は法に基づいて権利侵害行為の停止を命令することができ、また以下に挙げる行政処罰を科することができる。</p> <p>（一） 警告</p> <p>（二） 罰金</p>

<p>(三) 違法所得の没収 (四) 権利侵害製品の没収 (五) 権利侵害製品を取り付けまたは保管している設備の没収 (六) 権利侵害製品の製作に用いられる主要な材料、道具、設備などの没収 (七) 法律、法規、規則に規定されるその他の行政処罰</p>	<p>(三) 違法所得の没収 (四) 権利侵害製品の没収 (五) 権利侵害製品を取り付け又は保管している設備の没収 (六) 権利侵害製品の製作に用いられる主要な材料、道具、設備などの没収 (七) 法律、法規、規則に規定されるその他の行政処罰</p>
	<p>第五条 インターネットサービスプロバイダが、そのサービス対象がインターネットを通じて他人の著作権を侵害する行為を実施したことを知っているか若しくは知り得るべきであった、又は明らかに知らなかったが著作権者の通知を受け取った後に関連の措置を講じず、また公共の利益を損ねた場合、著作権行政管理部門は「中華人民共和国著作権法」第四十八条に照らして行政処罰を科することができる。</p>
<p>第二章 管轄と適用</p>	<p>第二章 管轄と適用</p>
<p>第五条 本弁法に列挙される違法行為は、権利侵害行為が実施された場所、権利侵害の結果が発生した場所、権利侵害製品の保管場所または合法的な封鎖、差押さえが行われた場所を管轄する著作権行政管理部門が調査、処理の責任を負う。ただし、法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りではない。</p> <p>情報ネットワーク配信権を侵害する違法行為については、権利侵害人の居住地、権利侵害行為に使用されたサーバー等設備の所在地または権利侵害サイトの届出・登記が行われた場所を管轄する著作権行政管理部門が調査、処理の責任を負う。</p>	<p>第六条 本弁法に列挙される違法行為は、権利侵害行為が実施された場所、権利侵害の結果が発生した場所、権利侵害製品の保管場所又は合法的な封鎖、差押さえが行われた場所を管轄する著作権行政管理部門が調査、処理の責任を負う。ただし、法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りではない。</p> <p>情報ネットワーク配信権を侵害する違法行為については、権利侵害人の居住地、権利侵害行為に使用されたサーバー等設備の所在地又は権利侵害サイトの届出・登記が行われた場所を管轄する著作権行政管理部門が調査、処理の責任を負う。</p>
<p>第六条 国家版權局は全国的に重大な影響を及ぼす違法行為及び同局が調査処理を行うべきであると判断したその他の違法行為の調査、処理を行うことができる。地方著作権行政管理部門は当該管轄地区内に発生した違法行為の調査、処理の責任を負う。</p>	<p>第七条 国家版權局は全国的に重大な影響を及ぼす違法行為及び同局が調査処理を行うべきであると判断したその他の違法行為の調査、処理を行うことができる。地方著作権行政管理部門は当該管轄地区内に発生した違法行為の調査、処理の責任を負う。</p>
<p>第七条 二つ以上の地方著作権行政管理部門が同一の違法行為に対して管轄権を有している場合、先に立件した著作権行政管理部門が当該違法行為の調査、処理の責任を負う。</p> <p>地方著作権行政管理部門間で管轄権についての係争が発生するかまたは管轄が不明である場</p>	<p>第八条 二つ以上の地方著作権行政管理部門が同一の違法行為に対して管轄権を有している場合、先に立件した著作権行政管理部門が当該違法行為の調査、処理の責任を負う。</p> <p>地方著作権行政管理部門間で管轄権についての係争が発生するか又は管轄が不明である場</p>

<p>合、係争の双方当事者の協議により解決する。協議が不成立の場合、共通の一級上級の著作権行政管理部門に管轄の指定を仰ぐ。共通の一級上級の著作権管理部門は管轄を直接指定することもできる。</p> <p>上級の著作権行政管理部門は必要があれば、下級の著作権行政管理部門が管轄する重大な影響力を及ぼす事件の処理を行うことができる。また自ら管轄する事件を下級の著作権行政管理部門に処理させることもできる。下級の著作権行政管理部門が管轄する事件の中で、重大、複雑な案件について、上級の著作権行政管理部門に処理を要請する必要があると判断される場合には、一級上級の著作権行政管理部門に対して処理を要請することができる。</p>	<p>合、係争の双方当事者の協議により解決する。協議が不成立の場合、共通の一級上級の著作権行政管理部門に管轄の指定を仰ぐ。共通の一級上級の著作権管理部門は管轄を直接指定することもできる。</p> <p>上級の著作権行政管理部門は必要があれば、下級の著作権行政管理部門が管轄する重大な影響力を及ぼす事件の処理を行うことができる。また自ら管轄する事件を下級の著作権行政管理部門に処理させることもできる。下級の著作権行政管理部門が管轄する事件の中で、重大、複雑な案件について、上級の著作権行政管理部門に処理を要請する必要があると判断される場合には、一級上級の著作権行政管理部門に対して処理を要請することができる。</p>
<p>第八条 著作権行政管理部門は調査、処理を行っている違法行為がわが国の刑法の規定に基づき犯罪を構成する疑いがあることを発見した場合、当該著作権行政管理部門は国务院『行政法執行機関の犯罪嫌疑案件に関する規定』に照らして案件を司法部門に移送し、処理を行わなければならない。</p>	<p>第九条 著作権行政管理部門は調査、処理を行っている違法行為がわが国の刑法の規定に基づき犯罪を構成する疑いがあることを発見した場合、当該著作権行政管理部門は国务院「行政法執行機関の犯罪嫌疑案件に関する規定」に照らして案件を司法部門に移送し、処理を行わなければならない。</p>
<p>第九条 著作権行政管理部門が違法行為に対して行政処罰を科すための時効は違法行為が発生した日から計算して二年とする。違法行為が連続または継続する状態にある場合は、行為が終了した日から計算する。権利侵害製品が依然として発行されまたは公衆に対して宣伝されている場合、違法行為は継続しているとみなされる。</p> <p>違法行為が二年以内に発見されなかった場合、行政処罰は科されない。ただし法律に別途規定がある場合はこの限りではない。</p>	<p>第十条 著作権行政管理部門が違法行為に対して行政処罰を科すための時効は違法行為が発生した日から計算して二年とする。違法行為が連続又は継続する状態にある場合は、行為が終了した日から計算する。権利侵害製品が依然として発行され又は公衆に対して宣伝されている場合、違法行為は継続しているとみなされる。</p> <p>違法行為が二年以内に発見されなかった場合、行政処罰は科されない。ただし法律に別途規定がある場合はこの限りではない。</p>
<p style="text-align: center;">第三章 処罰手続</p>	<p style="text-align: center;">第三章 処罰手続</p>
<p>第十条 行政処罰法に規定される簡易手続を適用する場合を除いて、著作権行政処罰には行政処罰法に規定される一般手続を適用する。</p>	<p>第十一条 行政処罰法に規定される簡易手続を適用する場合を除いて、著作権行政処罰には行政処罰法に規定される一般手続を適用する。</p>
<p>第十一条 著作権行政管理部門は一般手続を適用して違法行為を調査、処理する場合、立件しなければならない。</p> <p>本弁法に列挙される違法行為について、著作権行政管理部門は自ら立件、調査、処理または関連部門から移送された材料に基づいて立件、調査、処理についての決定を行うことができる。</p>	<p>第十二条 著作権行政管理部門は一般手続を適用して違法行為を調査、処理する場合、立件しなければならない。</p> <p>本弁法に列挙される違法行為について、著作権行政管理部門は自ら立件、調査、処理又は関連部門から移送された材料に基づいて立件、調査、処理についての決定を行うことができる。</p>

<p>また被侵害者、利害関係人またはその他事情を知る者の苦情や通報に基づいて立件、調査、処理を決定することもできる。</p>	<p>また被侵害者、利害関係人又はその他事情を知る者の苦情や通報に基づいて立件、調査、処理を決定することもできる。</p>
<p>第十二条 苦情者が本弁法に列挙される違法行為について立件、調査、処理を申請する場合、申請書、権利証明、被侵害作品（もしくは製品）及びその他の証拠を提出しなければならない。</p> <p>申請書では当事者の姓名（もしくは名称）、住所及び調査、処理申請の根拠となる主要な事実、理由について説明しなければならない。</p> <p>苦情者は代理人に申請を委託する場合、代理人は委託書を提示しなければならない。</p>	<p>第十三条 苦情者が本弁法に列挙される違法行為について立件、調査、処理を申請する場合、申請書、権利証明、被侵害作品（若しくは製品）及びその他の証拠を提出しなければならない。</p> <p>申請書では当事者の姓名（若しくは名称）、住所及び調査、処理申請の根拠となる主要な事実、理由について説明しなければならない。</p> <p>苦情者は代理人に申請を委託する場合、代理人は委託書を提示しなければならない。</p>
<p>第十三条 著作権行政管理部門はすべての苦情書類を受け取った日から15日以内に、受理についての決定を下し、苦情者に通知しなければならない。受理しない場合は、書面にて理由を通知しなければならない。</p>	<p>第十四条 著作権行政管理部門はすべての苦情書類を受け取った日から15日以内に、受理についての決定を下し、苦情者に通知しなければならない。受理しない場合は、理由を告知しなければならない。</p>
<p>第十四条 立件する際は立件審査用紙を記入し、同時に苦情あるいは通報資料、上級の著作権行政管理部門より委託された或いは関連部門より移送された事件の関連資料、法執行担当者による検査報告などを含む関係資料を添付しなければならない。本部門の責任者が立件を批准し、かつ二名以上の事件担当者を指定して事件の調査、処理に当たらせなければならない。</p> <p>事件担当者が事件と利害関係にある場合は、自ら担当を回避しなければならない。回避しなかった場合、当事者が回避を申請することができる。事件担当者の回避については当該部門の責任者が批准を行う。責任者が回避を行う場合は、本級人民政府が批准を行う。</p>	<p>第十五条 立件する際は立件審査用紙を記入し、同時に苦情あるいは通報資料、上級の著作権行政管理部門より委託された或いは関連部門より移送された事件の関連資料、法執行担当者による検査報告などを含む関係資料を添付しなければならない。本部門の責任者が立件を批准し、かつ二名以上の事件担当者を指定して事件の調査、処理に当たらせなければならない。</p> <p>事件担当者が事件と利害関係にある場合は、自ら担当を回避しなければならない。回避しなかった場合、当事者が回避を申請することができる。事件担当者の回避については当該部門の責任者が批准を行う。責任者が回避を行う場合は、本級人民政府が批准を行う。</p>
<p>第十五条 法執行担当者が法執行過程において、違法行為が現在進行形で実施されていることを発見し、かつ事態が緊急で立件が間に合わない場合、以下の措置を採ることができる。</p> <p>（一）違法行為の制止または是正</p> <p>（二）権利侵害の疑いがある製品、および同製品を取り付け、保管している設備や違法行為に使用される主な材料、道具、設備などの先行登記・保存</p> <p>（三）その他関連する証拠の収集及び取得</p> <p>法執行担当者は速やかに関連状況と材料を所在地の著作権行政管理部門に報告し、状況が発見された日から七日以内に立件手続を処理しな</p>	<p>第十六条 法執行担当者が法執行過程において、違法行為が現在進行形で実施されていることを発見し、かつ事態が緊急で立件が間に合わない場合、以下の措置を採ることができる。</p> <p>（一）違法行為の制止又は是正</p> <p>（二）権利侵害の疑いがある製品、及び同製品を取り付け、保管している設備や違法行為に使用される主な材料、道具、設備などの先行登記・保存</p> <p>（三）その他関連する証拠の収集及び取得</p> <p>法執行担当者は速やかに関連状況と材料を所在地の著作権行政管理部門に報告し、状況が発見された日から七日以内に立件手続を処理しな</p>

ければならない。	ければならない。
<p>第十六条 立件後、事件担当者は速やかに調査を行い、また法定の立証責任者に対して著作権行政管理部門が指定する期限内に立証を行うよう要求しなければならない。</p> <p>事件担当者が関連証拠を収集、取得する場合は、以下の方法を用いることができる。</p> <p>(一) 違法行為の容疑に関連する文書や調書、帳簿及びその他の書面資料の調査・閲覧、複製</p> <p>(二) 権利侵害が疑われる製品に対するサンプリングによる証拠収集</p> <p>(三) 権利侵害が疑われる製品及び同製品を取り付けまたは保管する設備、権利侵害が疑われるウェブサイトやウェブサイトサーバー及び違法行為に使用される主な材料、道具、設備などの合法的な先行登記・保存</p>	<p>第十七条 立件後、事件担当者は速やかに調査を行い、また法定の立証責任者に対して著作権行政管理部門が指定する期限内に立証を行うよう要求しなければならない。</p> <p>事件担当者が関連証拠を収集、取得する場合は、以下の方法を用いることができる。</p> <p>(一) 違法行為の容疑に関連する文書や調書、帳簿及びその他の書面資料の調査・閲覧、複製</p> <p>(二) 権利侵害が疑われる製品に対するサンプリングによる証拠収集</p> <p>(三) 権利侵害が疑われる製品及び同製品を取り付け又は保管する設備、権利侵害が疑われるウェブサイトやウェブサイトサーバー及び違法行為に使用される主な材料、道具、設備などの合法的な先行登記・保存</p>
<p>第十七条 事件担当者は法執行において当事者または関係者に対して国家版權局または地方人民政府によって作成、発行された行政法執行証明書類を提示しなければならない。</p>	<p>第十八条 事件担当者は法執行において当事者又は関係者に対して国家版權局又は地方人民政府によって作成、発行された行政法執行証明書類を提示しなければならない。</p>
<p>第十八条 事件処理時に収集する証拠は以下のものを含む。</p> <p>(一) 書面による証拠資料</p> <p>(二) 物的証拠</p> <p>(三) 証人による証言</p> <p>(四) 映像・写真・録音等の資料</p> <p>(五) 当事者の陳述</p> <p>(六) 鑑定による結果</p> <p>(七) 検査、実地調査の筆記記録</p>	<p>第十九条 事件処理時に収集する証拠は以下のものを含む</p> <p>(一) 書面による証拠資料</p> <p>(二) 物的証拠</p> <p>(三) 証人による証言</p> <p>(四) 映像・写真・録音等の資料</p> <p>(五) 当事者の陳述</p> <p>(六) 鑑定による結果</p> <p>(七) 検査、実地調査の筆記記録</p>
<p>第十九条 当事者が提供した著作権に関わる原稿、原本、合法出版物、作品登記証書、著作権契約登記証書、認証機構が発行した証明、権利取得に関する契約、及び当事者が自らまたは他人に委託して発注、現場取引などの方式を通して購入した権利侵害複製品の実物、領収証等は証拠と成り得る。</p>	<p>第二十条 当事者が提供した著作権に関わる原稿、原本、合法出版物、作品登記証書、著作権契約登記証書、権利取得に関する契約、当事者が自ら又は他人に委託して発注、現場取引などの方式を通して購入した権利侵害複製品の実物、領収証、並びに著作権者又は授權された代理人、著作権団体管理組織、国家著作権行政管理部門が指定した著作権認証機関が発行した証明等は証拠と成り得る。</p>
<p>第二十条 事件担当者がサンプリングによって証拠を収集したり、関連する証拠を先行して登記、保存する際は、当事者の立ち会いのもとで行わなければならない。関連物品についてはその場で明細書一式二部を作成し、事件担当者</p>	<p>第二十一条 事件担当者がサンプリングによって証拠を収集したり、関連する証拠を先行して登記、保存する際は、当事者の立ち会いのもとで行わなければならない。関連物品についてはその場で明細書一式二部を作成し、事件担当者</p>

<p>当事者が署名、捺印し、それぞれ当事者及び事件担当者が所属する著作権行政管理部門に提出して保存しなければならない。当事者が不在または署名、捺印を拒絶した場合、二名以上の現場の事件担当者が状況を明記する。</p>	<p>と当事者が署名、捺印し、それぞれ当事者及び事件担当者が所属する著作権行政管理部門に提出して保存しなければならない。当事者が不在又は署名、捺印を拒絶した場合、二名以上の現場の事件担当者が状況を明記する。</p>
<p>第二十一条 事件担当者が関連証拠を先行して登記、保存する場合は当該部門の責任者の批准を得たうえで、当事者に対して証拠先行登記保存通知書を交付する必要がある。当事者または関係者は証拠保存期間中に関連証拠を移管、破損・破棄してはならない。</p> <p>先行して登記、保存された証拠は、著作権行政管理部門の先行登記保存封緘紙で封印し、当事者のもとで保存しなければならない。先行して登記、保存された証拠を他の場所に移送する必要がある場合、適当な場所に移して保管する。緊急事態により本条に規定される手続きを行う時間がない場合、事件担当者は先に措置を採ったあとで、手続を行うことができる。</p>	<p>第二十二条 事件担当者が関連証拠を先行して登記、保存する場合は当該部門の責任者の批准を得たうえで、当事者に対して証拠先行登記保存通知書を交付する必要がある。当事者又は関係者は証拠保存期間中に関連証拠を移管、破損・破棄してはならない。</p> <p>先行して登記、保存された証拠は、著作権行政管理部門の先行登記保存封緘紙で封印し、当事者のもとで保存しなければならない。先行して登記、保存された証拠を他の場所に移送する必要がある場合、適当な場所に移して保管する。緊急事態により本条に規定される手続きを行う時間がない場合、事件担当者は先に措置を採ったあとで、手続を行うことができる。</p>
<p>第二十二条 先行して登記、保存された証拠については、証拠先行登記保存通知書の交付後七日以内に以下の処理決定を下さねばならない。</p> <p>(一) 鑑定が必要な場合は、鑑定に出す。</p> <p>(二) 違法の事実が成立し、没収を行う必要がある場合、法定の手続に従って没収を行う。</p> <p>(三) 関連部門に移送して処理を行う必要がある場合、案件及び証拠資料を関連部門に移送して処理を行う。</p> <p>(四) 違法の事実が不成立の場合、または法に基づいて没収を行うべきではない場合、登記保存措置を解除する。</p> <p>(五) その他関連する法的措置</p>	<p>第二十三条 先行して登記、保存された証拠については、証拠先行登記保存通知書の交付後七日以内に以下の処理決定を下さねばならない。</p> <p>(一) 鑑定が必要な場合は、鑑定に出す。</p> <p>(二) 違法の事実が成立し、没収を行う必要がある場合、法定の手続に従って没収を行う。</p> <p>(三) 関連部門に移送して処理を行う必要がある場合、案件及び証拠資料を関連部門に移送して処理を行う。</p> <p>(四) 違法の事実が不成立の場合、又は法に基づいて没収を行うべきではない場合、登記保存措置を解除する。</p> <p>(五) その他関連する法的措置</p>
<p>第二十三条 著作権行政管理部門が事件を調査、処理する過程において、その他の著作権行政管理部門に調査を委託する場合、委託書を発行しなければならない。委託を受けた著作権行政管理部門は積極的にこれに協力しなければならない。</p>	<p>第二十四条 著作権行政管理部門が事件を調査、処理する過程において、その他の著作権行政管理部門に調査を委託する場合、委託書を発行しなければならない。委託を受けた著作権行政管理部門は積極的にこれに協力しなければならない。</p>
<p>第二十四条 事件の調査、処理における専門性を有する問題について、著作権行政管理部門は専門機関に委託するか、もしくは専門家を招聘して鑑定を行うことができる。</p>	<p>第二十五条 事件の調査、処理における専門性を有する問題について、著作権行政管理部門は専門機関に委託するか、若しくは専門家を招聘して鑑定を行うことができる。</p>
<p>第二十五条 調査終了後、事件担当者は事件調査報告を提出しなければならない。報告では関</p>	<p>第二十六条 調査終了後、事件担当者は事件調査報告を提出しなければならない。報告では関</p>

<p>連行為の違法性の有無を説明し、処理に関する意見及び関連事実、理由及び根拠などを提示し、またすべての証拠資料を添付しなければならない。</p>	<p>連行為の違法性の有無を説明し、処理に関する意見及び関連事実、理由及び根拠などを提示し、またすべての証拠資料を添付しなければならない。</p>
<p>第二十六条 著作権行政管理部門は行政処罰についての決定を下す予定のある場合、当該部門の責任者が行政処罰事前通知書を発行し、当事者に対して行政処罰決定が下される予定の事実、理由及び根拠を通知し、かつ当事者が法に基づいて陳述権、釈明権及びその他の権利を有する旨を通知しなければならない。</p> <p>行政処罰事前通知書は著作権行政管理部門が直接当事者に送付しなければならない。当事者は配達証明書に署名、捺印をしなければならない。当事者が署名及び受け取りを拒絶した場合、配達者が状況を明記し、送付文書を受取人の所在地に残し、当該部門責任者に報告する。著作権行政管理部門は郵送によって当事者に通知することもできる。当事者が見つからない場合は、公告により通知することができる。</p>	<p>第二十七条 著作権行政管理部門は行政処罰についての決定を下す予定のある場合、当該部門の責任者が行政処罰事前通知書を発行し、当事者に対して行政処罰決定が下される予定の事実、理由及び根拠を通知し、かつ当事者が法に基づいて陳述権、釈明権及びその他の権利を有する旨を通知しなければならない。</p> <p>行政処罰事前通知書は著作権行政管理部門が直接当事者に送付しなければならない。当事者は配達証明書に署名、捺印をしなければならない。当事者が署名及び受け取りを拒絶した場合、配達者が状況を明記し、送付文書を受取人の所在地に残し、当該部門責任者に報告する。著作権行政管理部門は郵送によって当事者に通知することもできる。当事者が見つからない場合は、公告により通知することができる。</p>
<p>第二十七条 当事者が陳述、釈明を要求する場合、通知を受けた後七日以内に、または公告が発表されてから三十日以内に、著作権行政管理部門に対して陳述、釈明意見及び相応の事実、理由、証拠を提出しなければならない。当事者がこの期間中に陳述権、釈明権を行使しなかった場合は権利を放棄したものとみなす。</p> <p>配達によって直接通知する場合、当事者が署名、受け取りを行った日を通知日とする。郵送によって通知する場合、配達証明書に記入された受取日を通知日とする。</p>	<p>第二十八条 当事者が陳述、釈明を要求する場合、通知を受けた後七日以内に、又は公告が発表されてから三十日以内に、著作権行政管理部門に対して陳述、釈明意見及び相応の事実、理由、証拠を提出しなければならない。当事者がこの期間中に陳述権、釈明権を行使しなかった場合は権利を放棄したものとみなす。</p> <p>配達によって直接通知する場合、当事者が署名、受け取りを行った日を通知日とする。郵送によって通知する場合、配達証明書に記入された受取日を通知日とする。</p>
<p>第二十八条 事件担当者は当事者の陳述、釈明意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由及び証拠に対して再審査を行い、同審査についての報告書を提出しなければならない。</p> <p>著作権行政管理部門は当事者の釈明を理由に処罰を加重してはならない。</p>	<p>第二十九条 事件担当者は当事者の陳述、釈明意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由及び証拠に対して再審査を行い、同審査についての報告書を提出しなければならない。</p> <p>著作権行政管理部門は当事者の釈明を理由に処罰を加重してはならない。</p>
<p>第二十九条 著作権行政管理部門の責任者は事件調査報告及び再審査報告に対して審査を行い、審査結果にしたがってそれぞれ以下に挙げる処理決定を行う。</p> <p>(一) 確実に行政処罰が科されるべき違法行為に属する場合、権利侵害人の過失の程度、権利侵害の期間、範囲、及び損害の程度などの情状</p>	<p>第三十条 著作権行政管理部門の責任者は事件調査報告及び再審査報告に対して審査を行い、審査結果にしたがってそれぞれ以下に挙げる処理決定を行う。</p> <p>(一) 確実に行政処罰が科されるべき違法行為に属する場合、権利侵害人の過失の程度、権利侵害の期間、範囲、及び損害の程度などの情状</p>

<p>に基づいて行政処罰を行う。</p> <p>(二) 違法行為が軽微でかつ速やかに更正し、損害が出ていない場合、行政処罰は行わない。</p> <p>(三) 違法事実が不成立の場合、行政処罰は行わない。</p> <p>(四) 違法行為が犯罪を構成する疑いのある場合、司法部門に移送して処理を行う。</p> <p>事件の情状が複雑あるいは重大な違法行為に対しては比較的嚴重な行政処罰を行い、著作権行政管理部門責任者が合議により決議を行う。</p>	<p>に基づいて行政処罰を行う。</p> <p>(二) 違法行為が軽微でかつ速やかに更正し、損害が出ていない場合、行政処罰は行わない。</p> <p>(三) 違法事実が不成立の場合、行政処罰は行わない。</p> <p>(四) 違法行為が犯罪を構成する疑いのある場合、司法部門に移送して処理を行う。</p> <p>事件の情状が複雑あるいは重大な違法行為に対しては比較的嚴重な行政処罰を行い、著作権行政管理部門責任者が合議により決議を行う。</p>
<p>第三十条 著作権行政管理部門が罰金処分を決定した場合、罰金額は「中華人民共和国著作権法实施条例」第三十六条、「コンピュータソフトウェア保護条例」第二十四条の規定及び「情報ネットワーク配信権保護条例」第十八条、第十九条の規定に基づいて確定しなければならない。</p>	<p>第三十一条 著作権行政管理部門が罰金処分を決定した場合、罰金額は「中華人民共和国著作権法实施条例」第三十六条、「コンピュータソフトウェア保護条例」第二十四条の規定及び「情報ネットワーク配信権保護条例」第十八条、第十九条の規定に基づいて確定しなければならない。</p>
<p>第三十一条 違法行為の情状が重大な場合、著作権行政管理部門は権利侵害製品の製作に使用された主な材料、道具、設備などを没収することができる。</p> <p>以下の状況に一つでも当てはまる場合は、前項にいう「情状が重大である」に属するものとする。</p> <p>(一) 違法所得額（即ち獲得利益額）が二千五百元以上の場合</p> <p>(二) 違法経営額が一万五千元以上の場合</p> <p>(三) 権利侵害製品を二百五十冊（枚、セット）以上取り扱った場合</p> <p>(四) 以前著作権侵害を理由に法的責任を追及されたものが、再び著作権を侵害した場合</p> <p>(五) その他の重大な影響または深刻な損害をもたらした場合</p>	<p>第三十二条 違法行為の情状が重大な場合、著作権行政管理部門は権利侵害製品の製作に使用された主な材料、道具、設備など、並びにインターネットサービスの提供に使用された主なコンピュータ、サーバーなどを没収することができる。</p> <p>以下の状況に一つでも当てはまる場合は、前項にいう「情状が重大である」に属するものとする。</p> <p>(一) 違法所得額（即ち獲得利益額）が二千五百元以上の場合</p> <p>(二) 違法経営額が一万五千元以上の場合</p> <p>(三) 権利侵害製品を二百五十冊（枚、セット）以上取り扱った、又は他人の作品を計二百五十点（部）以上配信した場合</p> <p>(四) 配信した他人の作品の実際のクリック数が二万五千回以上に達した場合</p> <p>(五) 会員制の方式により他人の作品を配信し、会員登録数が五百人以上に達した場合</p> <p>(六) 金額又は数が第（一）号から第（五）号に定める基準に満たないが、そのうちの二号以上がそれぞれ半分以上の基準に達した場合</p> <p>(七) 以前著作権侵害を理由に法的責任を追及されたものが、再び著作権を侵害した場合</p> <p>(八) その他の重大な影響又は深刻な損害をもたらした場合</p>
<p>第三十二条 当事者が同一の違法行為について、その他の行政機関がすでに罰金を課している</p>	<p>第三十三条 当事者が同一の違法行為について、その他の行政機関がすでに罰金を課している</p>

<p>る場合、著作権行政管理部門は再び罰金を科してはならない。ただし、具体的な状況によっては本弁法第四条に規定されるその他の種類の行政処罰を下すことができる。</p>	<p>る場合、著作権行政管理部門は再び罰金を科してはならない。ただし、具体的な状況によっては本弁法第四条に規定されるその他の種類の行政処罰を下すことができる。</p>
<p>第三十三条 著作権行政管理部門が比較的高額の罰金を決定、もしくは法律、行政法規が規定する、その他の行政処罰の決定を下す場合、当事者は聴聞を要求する権利を有する旨を当事者に対して通知しなければならない。</p> <p>前項にいう、「比較的高額の罰金」とは、個人に対して二万元以上、団体に対して十万元以上の罰金を科すことを指す。地方独自の法規、規則中に聴聞の要求について別途規定がある場合は、同法規、規則にしたがって処理する。</p>	<p>第三十四条 著作権行政管理部門が比較的高額の罰金を決定、若しくは法律、行政法規が規定する、その他の行政処罰の決定を下す場合、当事者は聴聞を要求する権利を有する旨を当事者に対して通知しなければならない。</p> <p>前項にいう、「比較的高額の罰金」とは、当事者に対して二十五万元以上の罰金を科すことを指す。地方独自の法規、規則中に聴聞の要求について別途規定がある場合は、同法規、規則にしたがって処理する。</p>
<p>第三十四条 当事者が聴聞を要求する場合、著作権行政管理部門は行政処罰法第四十二条の規定する手続に従って公聴会を開催しなければならない。当事者は公聴会の開催にかかる費用を負担しない。</p>	<p>第三十五条 当事者が聴聞を要求する場合、著作権行政管理部門は行政処罰法第四十二条の規定する手続に従って公聴会を開催しなければならない。当事者は公聴会の開催にかかる費用を負担しない。</p> <p>当事者が聴聞を要求する場合、著作権行政管理部門の告知後、三日以内に提起しなければならない。当事者がこの期間内に聴聞を提起しない場合、放棄したものとみなす。</p>
<p>第三十五条 著作権行政管理部門は行政処罰を決定した場合、行政処罰決定書を作成しなければならない。</p> <p>著作権行政管理部門は違法行為が軽微であることを理由に行政処罰を行わないことを決定した場合、行政処罰を行わない理由の通知書を作成し、行政処罰を行わない事実、理由、根拠を説明し、当事者に送付しなければならない。違法事実が不成立の場合、調査結果通知書を作成し、当事者に送付しなければならない。</p> <p>著作権行政管理部門が事件の司法部門への移送を決定した場合、犯罪嫌疑案件移送書を作成し、関係書類及び証拠と合わせて速やかに管轄権を有する司法部門に移送する。</p>	<p>第三十六条 著作権行政管理部門は行政処罰を決定した場合、行政処罰決定書を作成しなければならない。</p> <p>著作権行政管理部門は違法行為が軽微であることを理由に行政処罰を行わないことを決定した場合、行政処罰を行わない理由の通知書を作成し、行政処罰を行わない事実、理由、根拠を説明し、当事者に送付しなければならない。違法事実が不成立の場合、調査結果通知書を作成し、当事者に送付しなければならない。</p> <p>著作権行政管理部門が事件の司法部門への移送を決定した場合、犯罪嫌疑案件移送書を作成し、関係書類及び証拠と合わせて速やかに管轄権を有する司法部門に移送する。</p>
<p>第三十六条 行政処罰決定書は著作権行政管理部門が宣告後、その場で当事者に交付しなければならない。当事者が不在の場合、七日以内に当事者のもとに送達しなければならない。</p>	<p>第三十七条 行政処罰決定書は著作権行政管理部門が宣告後、その場で当事者に交付しなければならない。当事者が不在の場合、著作権行政管理部門は民事訴訟法における訴訟文書の送達に係る規定に照らし、七日以内に行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない。</p>

<p>第三十七条 当事者が国家著作権局の行政処罰に対して不服である場合、国家著作権局に対して行政再審理を申請することができる。当事者は地方の著作権行政管理部門の行政処罰に対して不服である場合は、当該部門の本級人民政府または一級上級の著作権行政管理部門に対して行政再審理の申請を行うことができる。</p> <p>当事者は行政処罰または行政再審理の決定に不服である場合、法に基づいて行政訴訟を提起することができる。</p>	<p>第三十八条 当事者が国家著作権局の行政処罰に対して不服である場合、国家著作権局に対して行政再審理を申請することができる。当事者は地方の著作権行政管理部門の行政処罰に対して不服である場合は、当該部門の本級人民政府又は一級上級の著作権行政管理部門に対して行政再審理の申請を行うことができる。</p> <p>当事者は行政処罰又は行政再審理の決定に不服である場合、法に基づいて行政訴訟を提起することができる。</p>
<p>第四章 執行手続き</p>	<p>第四章 執行手続き</p>
<p>第三十八条 当事者は行政処罰決定書を受け取った後、行政処罰決定書の規定する期限内に履行しなければならない。</p> <p>当事者が行政再審理を申し立てるか或いは行政訴訟を提起した場合、行政処罰の執行を停止しない。ただし法律に別途規定のある場合はこの限りではない。</p>	<p>第三十九条 当事者は行政処罰決定書を受け取った後、行政処罰決定書の規定する期限内に履行しなければならない。</p> <p>当事者が行政再審理を申し立てるか或いは行政訴訟を提起した場合、行政処罰の執行を停止しない。ただし法律に別途規定のある場合はこの限りではない。</p>
<p>第三十九条 没収された権利侵害製品は廃棄処分、または被権利侵害人の同意を得た上でその他の適当な方式によって処理しなければならない。</p> <p>権利侵害製品を廃棄処分する場合、著作権行政管理部門は二名以上の法執行担当者を派遣し、同担当者は廃棄処分の過程を監督し、廃棄処分の結果を検査し、かつ廃棄処分記録を作成しなければならない。</p> <p>没収された権利侵害製品の製作に使用される主な材料、道具、設備などについては、著作権行政管理部門が公開競売または国家の関連規定に従って処理しなければならない。</p>	<p>第四十条 没収された権利侵害製品は廃棄処分、又は被権利侵害人の同意を得た上でその他の適当な方式によって処理しなければならない。</p> <p>権利侵害製品を廃棄処分する場合、著作権行政管理部門は二名以上の法執行担当者を派遣し、同担当者は廃棄処分の過程を監督し、廃棄処分の結果を検査し、かつ廃棄処分記録を作成しなければならない。</p> <p>没収された権利侵害製品の製作に使用される主な材料、道具、設備などについては、著作権行政管理部門が公開競売又は国家の関連規定に従って処理しなければならない。</p>
<p>第四十条 上級の著作権行政管理部門が下した行政処罰の決定については、下級の著作権行政管理部門に執行を委託することができる。執行を代理する下級の著作権行政管理部門は執行結果を上級の著作権行政管理部門に報告しなければならない。</p>	<p>第四十一条 上級の著作権行政管理部門が下した行政処罰の決定については、下級の著作権行政管理部門に執行を委託することができる。執行を代理する下級の著作権行政管理部門は執行結果を上級の著作権行政管理部門に報告しなければならない。</p>
<p>第五章 附則</p>	<p>第五章 附則</p>
<p>第四十一条 本弁法にいう権利侵害製品とは権利侵害複製品及び他人の署名を盗用した作品を含む。</p>	<p>第四十二条 本弁法にいう権利侵害製品とは権利侵害複製品及び他人の署名を盗用した作品を含む。</p>
<p>第四十二条 著作権行政管理部門は国家統計法規にしたがって著作権行政処罰の統計制度を確</p>	<p>第四十三条 著作権行政管理部門は国家統計法規にしたがって著作権行政処罰の統計制度を確</p>

立し、毎年一級上級の著作権行政管理部門に対して著作権行政処罰統計報告を提出しなければならない。	立し、毎年一級上級の著作権行政管理部門に対して著作権行政処罰統計報告を提出しなければならない。
<p>第四十三条 行政処罰決定または再審理決定の執行が終了した後、著作権行政管理部門は事件の関係資料を速やかに整理、保存しなければならない。</p> <p>整理、保存すべき関係資料は主に、行政処罰決定書、立件審査用紙、事件調査報告、再審理報告、再審理決定書、聴聞筆記記録、聴聞報告、証拠材料、財物処理伝票及びその他の関連資料を含む。</p>	<p>第四十四条 行政処罰決定又は再審理決定の執行が終了した後、著作権行政管理部門は事件の関係資料を速やかに整理、保存しなければならない。</p> <p>整理、保存すべき関係資料は主に、行政処罰決定書、立件審査用紙、鑑定記録、事件調査報告、再審理報告、聴聞筆記記録、聴聞報告、証拠材料、財物処理伝票及びその他の関連資料を含む。</p>
第四十四条 本弁法に係る関連法律文書は国家版權局が定めた関連の文書形式に従って作成しなければならない。	第四十五条 本弁法に係る関連法律文書は国家版權局が定めた関連の文書形式に従って作成しなければならない。
第四十五条 本弁法は2009年6月15日より施行する。2003年9月1日に国家版權局が發布した「著作権行政処罰実施弁法」は同時に廃止し、本弁法の施行前に發布したその他の関連規定が本弁法に抵触する場合は、本弁法に従って執行する。	第四十六条 本弁法は2009年6月15日より施行する。2003年9月1日に国家版權局が發布した「著作権行政処罰実施弁法」は同時に廃止し、本弁法の施行前に發布したその他の関連規定が本弁法に抵触する場合は、本弁法に従って執行する。

(参考条文) 中華人民共和國著作権法

第四十八条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

二、他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合

三、実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

四、録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

五、許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

六、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、或いは破壊した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

七、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音録画製品等の権利を管理するための電子情報を故意に削除或いは改変した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

八、他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合